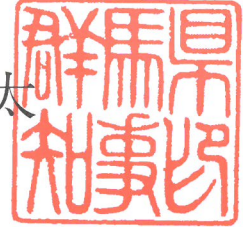


令和 3年 7月30日

小幡解体興業（株）

貫井 雅人 様

群馬県知事 山 本 一 太



特定 建設業の許可について（通知）

令和 3年 7月 6日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	群馬県知事 許可（特－3）第 9033 号
許可の有効期間	令和 3年 7月 30日から 令和 8年 7月 29日まで
建設業の種類	とび・土工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和 8年 6月 29日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）